

令和6年11月21日

令和6年第11回守山市教育委員会定例会提出議案

令和6年11月21日

令和6年第11回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第26号	令和6年度守山市一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第27号	令和6年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議第28号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議第29号	守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

議第 26 号

令和 6 年度守山市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 6 年度守山市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

令和6年度守山市一般会計補正予算（第4号）《令和6年12月定例会月会議提案》

1. 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市債		2,138,300	44,600	2,182,900
	1 市債	67,300	13,500	80,800
歳入	合計	36,488,787	705,120	37,193,907

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		3,853,125	33,352	3,886,477
	1 教育総務費	677,639	952	678,591
	2 小学校費	396,183	28,500	424,683
	3 中学校費	239,243	3,900	243,143
歳出	合計	36,488,787	705,120	37,193,907

2. 債務負担行為補正
(追加)

事項	期間	限度額
小中音楽会バス借上料	令和6年度から令和7年度まで	887千円
森林環境学習「やまのこ」事業バス借上料	令和6年度から令和7年度まで	3,579千円
速野小学校長寿命化改良事業	令和6年度から令和8年度まで	197,000千円
園外保育バス借上料	令和6年度から令和7年度まで	660千円
小学校体育祭事業バス借上料	令和6年度から令和7年度まで	561千円
学校給食賄材料費（令和7年4月分）	令和6年度から令和7年度まで	42,700千円

3. 地方債補正
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河西小学校階段昇降機整備事業	千円 13,500	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議第 27 号

令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

令和6年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）《令和6年12月定例会月会議提案》

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		15,858	△ 1,418	14,440
	1 一般会計繰入金	8,658	952	9,610
	2 育英奨学基金繰入金	7,200	△ 2,370	4,830
歳入合計		20,300	△ 1,418	18,882

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 育英事業費		20,300	△ 1,418	18,882
	1 育英事業費	20,300	△ 1,418	18,882
歳出合計		20,300	△ 1,418	18,882

議第 28 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に
基づき、市長から意見を求められた刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

議第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(守山市情報公開条例の一部改正)

第1条 守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(守山市行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 守山市行政不服審査会条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(守山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付則第2条第6項から同条第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

(守山市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第4条 守山市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和30年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(守山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 守山市職員の給与に関する条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(守山市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 守山市教育公務員の給与に関する条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(守山市の生活環境を保全する条例の一部改正)

第7条 守山市の生活環境を保全する条例（昭和51年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第74条から第77条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(守山市特定旅館建築規制条例の一部改正)

第8条 守山市特定旅館建築規制条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(守山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 守山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(守山市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第10条 守山市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例に関する経過措置）

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定ならびに改正後の教育公務員給与条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第1号に係る部分に限る。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

6 この付則に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議第 29 号

守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

議第 号

守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

守山市職員退職手当支給条例（昭和45年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

第12条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第15条第1項第1号および第5項第2号、第16条の見出しおよび同条第1項第1号、第17条第1項第1号ならびに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

付則第11項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

付則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

付則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第3項、第11項および第12項の改正規定 公布の日
 - (2) 第12条第11項第4号および第14項ならびに付則第14項の改正規定ならびに次項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第15条第1項第1号および第5項第2号、第16条の見出しおよび同条第1項第1号、第17条第1項第1号ならびに第19条第4項の改正規定ならびに付則第3項の規定 令

和 7 年 6 月 1 日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守山市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（守山市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて前項第2号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項第3号に定める日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第15条第1項および第5項、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）ならびに第19条第4項ならびに守山市職員退職手当支給条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。